

【低未利用土地等確認書交付の流れ】

1.事前相談	チェック欄	確認書類
・譲渡した方が個人であること		登記事項証明書
・譲渡された土地・建物が低未利用土地等であること		以下の①から③のいずれかの書類 ①空家バンクに登録されているか確認できる書類 ②宅建業者が更地・空家・空き店舗である旨を表示した広告 電気、水道、ガスの使用中止が確認できる書類 ①から③の書類が提出できない場合 ・様式①-2 ・2方向以上からの写真と現地調査やヒアリング等で確認
・譲渡後の当該低未利用土地等の利用について確認がされたものの譲渡であること		様式②-1または様式②-2または様式③
・譲渡の年の1月1日において所有期間が5年を超えるものの譲渡であること		登記事項証明書
・当該個人の配偶者等、当該個人と特別の関係がある方への譲渡でないこと		主に聞き取りで判断
・低未利用土地等及び当該低未利用土地等とともにした当該低未利用土地等の上にある資産の譲渡の対価の額の合計額が500万円を超えないこと		売買契約書
・当該低未利用土地等の譲渡について所得税法第58条又は租税特別措置法33条の4若しくは第34条から第35条の2までに規定する特別措置の適用を受けないこと		主に聞き取りで判断
・一筆であった土地からその年の前年又は前々年に分筆された土地又は当該土地の上存する権利の譲渡を当該前年又は前々年中にした場合において本特例措置の適用を受けていないこと		主に聞き取りで判断及び登記事項証明書



2.申請書類の提出

・申請書の各記入欄に必要な事項が全て記載されているか		各申請書類等
・必要な添付書類が全てそろっているか		確認事項一覧表で確認



3. 申請書の受理・審査

武豊町が（宅建業者等と連携して）確認を実施

・譲渡された土地・建物が低未利用であること		事前相談時と同様の書類を確認
・買主が購入した土地・建物を利用する意向があること		事前相談時と同様の書類を確認
・申請書記載内容と添付書類の整合性が取れているか		
・必要に応じて申請書の訂正又は添付書類の再提出を求める		



4. 決裁、確認書の記入

・確認年月日（決裁日）、町長名を記入し、町長印を押印		
・申請者へ申請書兼確認書及び確認表（原本）を交付 ※添付書類は返却いたしません。		